

## 19世紀イギリスの教育制度に関する 文献・史料紹介

広島修道大学 森 川 泉

### はじめに

筆者は、大学院時代から現在に至るまで、イギリス教育制度（政策）の史的展開過程の解明を主題として細々と研究を続けている。

広く教育制度研究と称する場合、今日わが国における教育制度の研究領域は、自国の教育制度は勿論のこと諸外国のそれを対象とし、研究の目的・視座・方法等の多様化・精進化につれて、きわめて広汎多岐にわたっている。ちなみに数多くの先行研究における対象に限ってざっと取り出してみても、学校教育、社会教育、教師教育、障害者教育、高等教育などの、あるいは教育行政、教育財政などの制度に関するものまで、教育の場・段階・領域・対象など実に多様である。

教育制度研究のこのような動向は、それだけ現代の教育制度及びその運用面において数多くの原理的・構造的課題あるいは実践的課題が山積しているという、広く教育制度全般をめぐる問題事象の実態的な照り返しでもあろう。またそれは、同時に、教育制度研究の対象領域の指定や方法的基礎概念など、方法論の確立には至っていないことを示しているようにも思われる。

たとえば「教育制度」という用語ひとつをとってみても、その概念が必ずしも明確に定義されているとは言い難い。ちなみに二、三の教育学辞典を開いて見ても、「教育制度」の意味ないし理解のし方は多義的である。「……社会における特定の意図に基づいて、組織的、計画的に教育機能を果そうとする機構が仕組れるとき、このしくみを教育制度という。……教育制度は、……学校制度を中核としながら、その場所で行なわれる組織的教育制度を含むものと解するのが、最も適切な観点……」（日本教育社会学会編『教育社会学辞典』東洋館、1967）、「一定の教育目的を達成するものとして、その存続が社会的に公認されている組織をいう。……教育制度には、最も形式化され計画化された学校教育の制度を中核とするが、それ以外の組織的教育として、社会教育の制度も含まれる。またこれらを設定したり運営したりするための教育行政の制度を含めることもある」（天城勲他編『現代教育用語辞典』第一法規、1973）、「教育制度とは、教育目的を実現するための社会的に公認された組織（人と物との体系的配置）をいう。教育制度は、社会的公認のされかたにより、法制的教育制度と社会慣行的制度に大別される。……教育制度の領域は、教育目的を直接実現するための組織（直接的教育制度）と間接的に教育の条件整備をすることによって教育目的を実現するための組織（間接的教育制度）に大別され、……」（海後宗臣他編『教育経営辞典』ぎょうせい、1973）など。勿論、だからこそ教育制度研究が、実践的課題の実現を志向し、制度の原理・構造や性格の究明などを主題としつつ、方法的基礎としてのターム—術語—の概念化さらには方法論の体系化を目指して、多角的な視座から推進されていることはよく承知して

いる。

ところで浅学非才の身の筆者がここで学問論をブツ気持など毛頭ない。それにもかかわらず、上にあれこれと述べたのは、今に至るも方法的意識・課題的意識がきわめて浅薄なままに、研究と称して仕事をしている筆者自身に、自らの方法論的問題の認識欠如に対する刺激の一端としたに過ぎない。そこで、貧弱な内容をさらけ出すことになるが、筆者の関心事・研究領域の一端を述べておきたいと思う。

研究主題のひとつは、19世紀イギリスにおける中等教育を軸としてとらえた教育制度形成過程の分析・記述である。中等教育制度の形成史は、多くの国々において、図式的に表現すれば、高等教育への準備教育として下方に展開する部分と初等教育の普及・発展によって上方に拡張する部分との制度的接合を主要な課題としてきた。この制度化の課題は、同時に、教育内容の面での準備的普通教育と完成的職業教育との併合ないし同格化問題を内包していた。さらにこの課題は、中等段階以上の教育の門戸開放・大衆化、ないしは教育機会均等の原理の制度的具体化のあり方を含むものであったと思う。しかもこのように多元的要素をはらむ諸課題は、現代においてさえ、教育制度の上で十全に実現されているとは言い難い。

このような理解に立てば、中等教育の制度的形成は広く教育制度の全体的構造を貫ぬく歴史的・社会的諸原理・性格や制度存立の社会的基盤等に規定されつつも、反面では教育制度の体系的構造化にあづかる重要な規定的要因ともなる。したがって現代教育諸科学の主要課題のひとつである公教育制度の諸特性の解明に向けて、中等教育を中心とした制度形成過程の歴史的アプローチによる分析・実証の試みもそれなりに意義を持つと思う。そしてその試みの対象と素材を19世紀イギリスの教育制度に求めたといえることができる。それは単に個人的な関心・興味からだけでなく、イギリス教育制度の形成史に豊かな資(史)料を探ることが可能だったからでもある。なおこの度、広島修道大学総合研究所より『イギリス学校教育制度の展開と構造 1870 - 1902』と題して、上述の試みの一部を公にした。拙劣きわまりないものではあるがご一読を願い、ご叱正をいただければと思う。

さて今回、本学会機関誌『教育行政学研究』に研究領域とあわせて「文献紹介」執筆の機会を与えられ、投稿することになった。そこで「19世紀イギリスの教育制度に関する文献史料」を紹介させていただくことにした。けれどもイギリスにおける教育制度研究も、近年、個別学校レベルから地域教育、さらには全国レベルでのそれまで、多様化・細分化してきている。研究諸領域の全てを見わたして文献を抽出することなど、到底筆者の力には及ばない。したがって今回の「文献紹介」は下記の四点の留保事項のもとでとりあげることをお断りし、お許し願いたいと思う。

(1) 周知のようにイギリスはイングランド、ウェールズ、スコットランドとアイルランドの四地域からなるが、主としてイングランド及びウェールズの教育制度に関するものを取りあげたい。スコットランド及びアイルランドは、前記の二地域間にみられる相違以上に、各々の歴史・国土・伝統を異にし独自の教育制度をつくりあげているからである。

(2) イングランド及びウェールズの教育制度とするも、19世紀における初等・中等学校教育制度に関する文献・史料を中心とし、かつ単行本については1980年代までに刊行されたものに限った。

(3) その場合にも諸文献を領域毎に厳密に整理区分することが困難なことから、大変乱暴だけれども

大きく、Ⅰ初等・中等教育制度（教育行政制度を含む）一般、Ⅱ学校制度（史）、Ⅲ史料、の三つに分ける。

(4) 筆者が渉猟し得たもののなかで、文献的または史料的价值の目安として、筆者自身の主観的判断を離れて、イギリス人研究者の手になる先行研究において引用・参照・参考の頻度が相対的に高いものに限定した。

結果的には以下に紹介する文献・史料の点数はきわめて少ないものとなり、「文献紹介」の趣を外れているかとも思う。また重要な文献・史料の見落しの危険性も大きく、この点は特にご寛容をお願いしたい。

## Ⅰ 初等・中等教育制度（教育行政制度を含む）一般

(1) Graham Balfour, M. A : The Educational systems of Great Britain and Ireland, Second Ed., Oxford, the Clarendon press, 1903.

1898年版を初版とする本書は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及びアイルランドの四地域各々における初等・中等・高等教育制度の、19世紀を通しての歴史的展開を記述したものである。本書の特色の第一は、上記の三分野の教育制度形成過程を教育行政制度の形成史的観点から分析考察していることである。第二の特色は各地域における技術教育の制度的展開に関する記述、さらには学校教育制度形成との関連における工場法制（Factory Acts）も含まれていることである。

19世紀イギリスにおける広義の教育制度の展開を鳥瞰図的に把握するに好都合の文献と思う。また本書は、19世紀イギリス教育の法制史的性格も色濃いが、筆者の知り得た限りでいえば、イギリスにおいて「Educational System」の用語を付した諸文献にあって、その初期の代表的労作と思う。

(2) Herbert Ward : The Educational System of England and Wales and Its Recent History, C.U.P., 1935.

1935年出版の本書は、20世紀初頭から1930年代までの教育制度の記述を主題としている。その対象領域は広く、中央・地方教育行政、教育財政、学校制度、継続教育、大学制度等々、各々の領域を独立させて章立て、全14章をもって構成されている。本書は主として20世紀前半期の教育制度を取り扱っているにはちがいないが、上記各教育領域の19世紀における制度的展開過程とそこにおける史的結節点が簡潔に記述されている。本書は、したがって、19世紀における教育制度の構造と性格を把握する上で前記の文献と同様に貴重と思われる。なお本書第13章「Health and Welfare」は当時の障害児教育の制度化の流れを明らかにしており、注目に値する。

(3) R. L. Archer : Secondary Education in the XIXth Century, C. U. P., 1921.

本書はその題目に明らかなように19世紀イギリスにおける中等教育の歴史を主題としている。考察の対象領域は中等レベルの幅広い教育改造運動、一般教育、技術教育、女子教育あるいは中等教育に影響を及ぼしたとみられる教育思想家、実践家など、必ずしも全体を通して整合的とは言いかねる面もみられる。また本書は、単なる中等教育の歴史記述でもなく、いわば中等教育を中心として教育思想史のない

し教育文化史的観点からイギリス教育の独自性の究明を試みたものともいえる。それだけに考察においては、歴史的・思想的・制度的側面から中等教育と初等教育、中等教育と技術教育、中等教育と高等教育、男子及び女子の中等教育などの各々の連関性が問われている。別の面からみれば、一研究者の発想と視座になる著作とはいえ、当時の教育制度をめぐる諸問題の所在を多角的に教えてくれる。折しも本書が出版された翌年、当時の労働党がその教育政策綱領として「Secondary Education for All」を掲げた。

## Ⅱ 学校制度（史）

19世紀イギリスの学校制度（史）に関する文献は、同世紀において初等教育への国庫補助の開始や初等義務教育の法制化、中等学校教育の制度化への胎動などの大きなうねりをみたゆえにか、相当数のほりかつ多方面にわたっている。たとえば個別学校、特定の学校群、あるいは初等学校を対象としたものなどである。無論、筆者が手にすることができたのは、それらのうちのごく僅かに過ぎない。それらの中から以下に二、三点を紹介する。

(1) J. Dover Wilson (Edited) : The Schools of England, London, Sidgwick & Jackson, Ltd., 1928.

1928年刊行の本書は、その「序言」において当時の教育院 (Board of Education) 総裁 The Rt. Hon. Lord Eustace Percy が記しているが、ロンドンのキングズ・カレッジ (Kings College) における1927年度第一学期の講義をもとに、同カレッジの教育学教授 J. D. Wilson によって編集。執筆陣は J. D. Wilson をはじめ総勢12名が、初等・中等・高等教育、教員養成、成人教育、陸海空軍教育などの多種多様な教育機関について分担執筆している。本書は全17章からなっている。したがって内容上の統一性を保つために、「各学校・教育機関がイギリス教育においていかなる位置にあるか」、「各々の学校組織の特性は何か」などの三項目を指標として記述されている。

教育の各領域・段階にある諸学校・教育機関の制度的構造・性格の概要が述べられている。したがって19世紀における実に多種多様な学校をある程度類型的に整理・把握する上で役立つと思う。余談になるが、本書は当時の大学における教育（制度）学講義の内容をしのばせて興味をそそる。

(2) Nicholas Carlisle : A Concise Description of the Endowed Grammar Schools in England and Wales, 2 Vols, London, 1818.

本書は19世紀初期のイングランド及びウェールズにおけるグラマー・スクールの調査報告書である。調査方法は、主として、各グラマー・スクール自体の記録文書及び著者の作成になる質問紙によっている。質問項目は、各学校の設立時期・設立者、生徒数、奨学金制度をはじめ、入学試験、カリキュラムなど18項目にわたる。

調査対象総数475校。各学校別の報告内容には精粗の差が大きく、またその大部分は各校の略史に当てられている。しかし19世紀初期におけるグラマー・スクールの制度的実態を探る上で貴重な文献といえる。

なお周知のようにグラマー・スクール（パブリック・スクールを含む）は中世紀以後、主要な中等教育提供機関としての位置を占めてきている。そのためか個別学校の歴史研究も数多く、しかも個別の発

生史的研究書である場合にも、当時の学校制度的態様の解明に資するものも多い。その例示的な意味を含めて、以下にいくつかタイトルのみを記しておくことにする。

- (3) A. Price : A History of the Leeds Grammar Schools, Leeds, 1919.
- (4) Edward A. Bell : A History of Giggleswick School, 1499–1912, Leeds, 1912.
- (5) A. F. Leach : History of Winchester College, Duckworth, 1899.
- (6) H. C. Maxwell Lyte : A History of Eton College 1440–1910, London, Macmillan and Co., 1911.

なお A. F. Leach は州(County)レベルの学校制度発達に関する著作をいくつか出版している。

- (7) Sara A. Burstall : English High Schools for Girls, Longmans, Green, and Co., 1907.

19世紀前半期まで組織的教育としての女子中等学校教育は、イギリス人研究者が指摘しているように、歴史的な偏見や軽視といった当時の一般的な風潮を背景として、きわめて劣悪な状態におかれていた。19世紀後半期に幅広い女性解放運動が展開され、女子の高等教育機会の要求の高まりと制度的整備について、女子中等教育の要求とその制度化への動きがうねり始める。この動向のなかで、いまだ法制的基盤の確立をみぬ中等教育の領域では民間の側で教育の自給自足がなされる。女子の優良な中等教育の提供を目的として、一種の株式会社方式の学校教育事業体が出現したのもこの時期である。そうした事業体のひとつに The Girls Public Day School Trust (Company) がある。

本書は上記の Trust (Company) が設立した学校、これを Girls High Schools と称したが、この教育目的、学校組織、教員組織、カリキュラム、生徒の学校生活などを記述している。女子中等教育に関する研究書が殆んど見い出されないなかで、論理性、実証性にやや欠ける本書ではあるが、女子中等教育の事例的研究の一種として意義深いと思われる。

なお著者は M. A. Douglas との共著で、Public Schools for Girls, London, Longmans, Green Y Co, 1911 を著わしている。

最後に初等学校制度に関する文献として、あまねく知られている次の二点のタイトルのみを記すにとどめておく。

- (8) C. A. Birchenough : A History of Elementary Education in England and Wales from 1800 to the present day, University Tutorial Press, 1925 (2nd Ed).
- (9) W. A. Newton : The English Elementary School, Longmans, 1919.

### Ⅲ 史 料

イギリス教育の歴史上、19世紀は教育調査の時代とも評されている。同世紀においてはそれほど多くの教育実態調査委員会が設置され、大量の委員会報告書が生み出されている。また同世紀には初等教育、中等教育(グラマー・スクール教育)、科学・技術教育に関する中央教育行政機関も相次いで設置され

た。したがって行政機関の官報ないし年次報告書の類も公刊されている。この一連の動向は、この時期において、歴史的に分離の状態のままに展開してきた教育諸領域・段階の体系化に向けて大きくうねり始めたことを物語る。この点は同時代において開会された議会で、おびたしい数の教育立法の試みがなされていることにも端的にうかがえる。以下、各種委員会報告書、教育行政機関の年次報告書等を少しばかり紹介したい。なお議会関係資料の重要性は言うまでもなく、これらは省略する。

## 1. 各種委員会報告書

- (1) Reports of the Select Committee appointed to inquire into the Education of the Lower Orders in the Metropolis,……1816.

18世紀末から19世紀初頭にかけて、教育政策的観点からだけでなく社会政策的意図を含めて、初等教育の法制化に向けての立法化の試みがなされ始める。本委員会は、議会特別委員会として、首都圏における下層階級の教育実態調査を目的として設置された。

本報告書は19世紀初期の大都市における初等教育実態の一面をえぐり出しており、数量的データに関して信頼度を問う意見も先行研究にみられるが、生の史料として貴重である。

なお本委員会の設置を契機として、以後1858年まで初等教育及びこれに関する慈善財産の実態調査を目的として一連の調査委員会が設置される。そしてこれらの委員会の調査報告書も初等教育の歴史の実態の究明にとって重要な基礎史料であることを付記しておきたい。

- (2) Reports of the Commission appointed to inquire into the State of popular Education in England, and to consider and report what Measures if any, are required for the Extension of sound and cheap Elementary Instruction to all Classes of the people, 1861.

委員会委員長の名前からニューキャッスル委員会 (Newcastle Commission) と通称される本委員会の設置目的は、標記名称に明らかなように、「健全にして安価な初等教育をあらゆる階層の民衆への拡張」のための方策を検討・報告することにある。全5巻からなる本報告書の第一巻はイングランドにおける民衆教育の実態に関する報告本文とも言うべきもので、「Independent poor」・「Pauper poor」の教育状況を柱として構成されている。第二・三巻は地域別の実態報告、第四巻は外国の初等教育実態、第五巻はシャトルワース(K. Shuttleworth)やホレース・マン(H. Mann)等の意見聴取記録などが含まれている。民衆教育の改革に関して本委員会委員は51項目もの基本的施策を勧告している。これらを詳述することはできない。勧告内容もさることながら、当時の初等教育実態、殊に1870年における初等義務教育の法制化に先立つ時期の教育状況を探る上で貴重な史料であることは多言を要しない。

それにしても本報告書の総頁数は莫大であり、筆者自身とうてい読み通したとは言えない。そうしたなかで「Pauper Children」—公費による救済を受けている家庭の児童—の教育について、委員会自身が半ば投げ出しているとの印象を強くもった。当時の社会成層における階級・階層構造を如実に反映した報告書ではある。

- (3) Report of Her Majesty's Commissioners appointed to inquire into the Revenues and Management of Certain College and Schools, and the Studies and Instruction given there in, 1864.

本報告書は、その委員会委員長の名前からクラレンドン委員会 (Clarendon Commission) とも称されるが、当時のパブリック・スクールに関する実態報告である。調査対象校はイートン、ラグビー、ハロウ、ウィンチェスター、セント・ポウル、チャーターハウス、マーチャント・テラーズ、ウェストミンスター、シュリューズベリーの、いわゆる9大パブリック・スクールである。これら9校の個別学校レベルでの教育組織、教員組織、カリキュラム、教授方法、学校財政、入学試験、授業料等の実態だけでなく、当時の上流・支配階級の教育、中等教育についての考え方を探る上でも貴重な報告書。

(4) Reports of the Commission appointed to inquire into the Education given in Schools not comprised within Her Majesty's Two Former Commissions, bearing respectively 30th June in the 22nd year, and 18th July in the 25th year of Her Majesty's Reign, 1868.

本報告書は、前記のニューキャッスル委員会及びクラレンドン委員会の二委員会を対象とした諸学校を除き、おおよそ当時の中等教育提供機関としてのあらゆる学校(但し大学を除く)の実態調査報告である。調査対象数は942校で、これらの学校はその設置型態の上で Endowed Grammar Schools, Private Schools, Proprietary Schools の三種に分たれている。

全20巻からなる本報告書は、19世紀中葉期イギリスの中等教育の制度的実態、中等教育思想、教育と社会との関係など、広く中等教育全般に関して、さまざまな目的・視座からの研究にとって重要な材料を豊富に提供してくれる。イギリスの教育史家サイモン(Brian Simon)の次のような評価が本報告書の史的価値の大きさを端的にあらわしていると思う。「これらはわが国で集められたものとしては、最も完結的な教育に関する社会学的情報を提供する」(Brian Simon 著、成田克也訳『イギリス教育史Ⅰ、1780 - 1870』、亜紀書房、1977、P 387)。

(5) Reports of the Commissioners appointed to inquire into the Elementary Education Acts, England and Wales, 1886-1888.

本委員会は、クロス委員会 (Cross Commission) と通称されるが、1870年以後の初等教育諸法の実施状況の調査を目的として設置された。1886年に設置された委員会は、同年に第一次報告書を、ついで1887・1888年に第二次及び最終報告書を提出した。調査の主眼は初等学校における宗教教育であったが、教育内容、学校施設、教員組織、学校財政、教員養成など、調査の内容は多岐にわたる。

本報告書は1870年初等教育法によって法制的基盤をすえたイギリス初等教育の19世紀後半期における発展を制度的・歴史的観点から究明する上で、史的価値が高いと思う。

なおFinal Reportは、いわゆる私立学校への公費支出の賛否をめぐって、多数意見と少数意見の二つを柱として構成されている。

(6) Reports of the Commissioners appointed to consider what are the best methods of establishing a well-organized system of Secondary Education in England,.....1895.

ブライス委員会 (Bryce Commission) と通称される本委員会の委託事項は、標題に明らかなように、「よく編成された中等教育」の組織化方法を検討することにある。なお上記の標題はその一部分を記すにとどめている。

本報告書は全9巻。第1巻は報告本文、第2～第4巻は意見聴取記録、第5巻は覚書、第6～第8巻は地域別実態報告、第9巻は統計資料である。19世紀1890年代における中等教育の実態に迫る上での生の史料としての利用価値は大きい。これにとどまらず、本委員会は中等教育制度の改革だけでなく、教育行政制度などを含めて、広く教育制度のあり方に関する諸勧告を行っており、以後における教育発展の方向性を示していると考えられる。たとえば中等教育の概念を、従来の一般教育を軸とした伝統的な考え方から、一般教育と職業・技術教育とをあわせてとらえるという、いわば20世紀的な意味のそれへと転換せしめている。

## 2. 中央教育行政機関の年次報告書

1839年初等教育に関する中央教育行政機関が設置されてから、一連の年次報告書が出されてくる。

主として初等教育に関する年次報告として、そのタイトルのみを記するにとどめるが、次のものがある。

(1) Minutes of the Committee of Council on Education 1839/40—1857/58.

(2) Reports of the Committee of Council on Education 1858/59—1898/99.

(3) Reports of the Board of Education 1899/1900.

なおこれらの年次報告書は、内容の上ではほぼ同一線上に連なっており、教育行政機関の改組ないし統合による名称変更に伴って、報告書名も変わってきているにすぎない。

(4) Annual Reports of the Science and Art Department of the Committee of Council on Education 1854—1899.

この年次報告書は、1853年に発足した科学・技術教育に関する中央教育行政機関、いわゆる学芸局 (Science and Art Department) のそれである。この一連の報告書においては初等学校や中等学校における科学教育、技術ないし職業教育に関するカリキュラム、これらの教育への補助金、児童・生徒数・学校数などに関する統計・資料も数多く盛り込まれている。

上記(1)～(4)の年次報告書は、19世紀における初等・中等教育の実態的・法制的変容過程の解明にとって、すぐれて時系列的な分析に耐えうるデータを提供してくれる。

なお年次報告書としては、以上の他に、1853年に設置された慈善委員会 (the Charity Commission) のそれがある。同委員会は、1899年に教育院 (Board of Education) に諸権限を移管するまで、私立学校 (Endowed School) に関する中央教育行政機関の機能を果している。特に19世紀後半期におけるグラマー・スクールの史的動態を探る上で利用価値が大きいと思われる。しかし残念ながら筆者自身がまだ現物を手にしたことがないので、これ以上のコメントはさけておきたい。